

## 「議会開設運動」の始まり(2)

平野 貞夫  
元参議院議員

### 自由民権150年記念イベント

1月21日、高知市立自由民権記念館で「いまの政治に 土佐から吠える」という集会が開かれた。主催は「自由民権一五〇年高知県実行委員会」と「一般社団法人デモクラシータイムス」(ユーチューブ配信)で行われた。

第一部は自由民権研究家で知られる公文豪氏が「自由民権の現代的意義」について講演。第二部はデモクラシータイムスの人気番組「3ジジ放談」(佐高信・前川喜平・平野貞夫)を収録した。参加者は250名に迫った。

第一部の公文氏の講演に貴重な内容があるので、前号と重複するが、要点を紹介する。

されなかった(国立国会図書館デジタルコレクション・古澤滋文書)。

③建白書の提出と反響。1月12日に建白書の本文が決まり、1月17日に板垣他7名が署名して明治政府の左院に提出する。左院とは太政官令の改正で「立法ノ事ヲ議スル所」という役があった。この建白書は翌日の18日発行の新聞『日新真事誌』に全文が掲載され、国民が知ることになる。愛国公党を結成した人たちのマスコミ対策であった。

建白書のポイントは「租税協議権」で「政府に税を払う義務のある人は、政府に事の与知や可否する権理を有すること。さらに「議院を立て天下の公論を伸張し、人民の通議権理を立てる」と天賦人權論であった。④自由民権運動の展開。明治7年4月、土佐に立志社を設立。議会政治の基本を教え普及する活動を始める。明治10年の西南戦争では武力で政府転覆論と言論による改革論が、立志社で対立する。武力派は投獄され、以後、言論活動となる。明治13年に国会開設請願者8万7千人の請願書を太政官に提出する。翌年には、この自由民権運動の影響もあり、「明治14年の政変」が起こる。

①1874(明治7)年1月17日に、板垣退助らが提出した「民撰議院設立建白書」の提出経緯について説明。前年10月の政変で板垣らが下野し「五箇条の御誓文」の公義輿論の約束実行のため、国会開設の建白書提出となる。

②建白書の草案者等。英国から帰国したばかりの小室信夫、古澤滋の二人で欧州の議会制度を熟知し、日本に移す意を持っていた。建白書の提出にあたって、政党を結成する必要があるとして「愛国公党」を結成。当時、日本で「党」は、徒党とか党派とか悪いイメージがあるので、「公」の文字を入れ、私党ではなく民間の輿論を喚起するとの狙いがあった。

余談として起草者の古沢の意見として、「女子の通議権理を保護するため男女同権論を提示した」が採用大隈重信参議が福沢諭吉の協力で作成したといわれる「国会開設の建議書」の提出となる。これが動機となり、藩閥政府側も「国会開設の詔勅」を出さざるを得なくなる。それは「明治23年を期して国会を開く」意向を示すものであった。この詔勅により伊藤博文を团长とする政府調査団が欧州に派遣され、明治憲法制定や帝国議会が明治23年に開設された。自由民権運動の成果といえる。

公文氏の話は自由民権運動の歴史を語りながら、150年経て2024年現在の日本政治について激しく批判。現在の野党共闘のだらしなさを、自由民権運動の中から学ぶべきとしてある言葉を結びとして語った。それは「合力」であった。自由民権運動は、違った立場の人や結社が、力を合わせて成功させた。

第二部は「3ジジ放談」の収録で、佐高氏が司会役でいつもの通り自由な意見を述べ合った。まず、1月22日に高知新聞朝刊の報道記事から、3人の話を集約したものを紹介する。

○前川喜平 今考えなきやいけないのは金権に対する民権。金が動かす政治をやめさせるため、民が動かすものだと再確認すべきだ。

○佐高信 言論の自由は批判の自由。批判を恐れ自由民権に反してきたのが安倍派であり、今回の体たらくだ。

○平野貞夫 野党が力を合わせ、自由民権思想の妨害を阻止することが大事だ。裏金事件で安倍派の実力者が立件されなかったことは、自民党議員の身分をなるべく悪くしないように捜査しているから。極めて限られた国会議員と事務局の一般人が起訴された。検察のあり方が心配だ。

「3ジジ放談」は時間を延長して、参加者からの質問も受け、盛会のうちに終了した。

### 自由民権運動を現代に活かそう

このイベントでは、さまざまなが話題となった。自由民権運動は「政権交代政治」の実現であった。21世紀の現在、日本で何故実現できないのか。これを考えてみたい。

国民の選挙で政権をつくり、政権を交代させる制度をつくり、その制度を機能させることができない政治風土がある国は、近代議会政治国家とはいえない。政治腐敗の原因は政治権力が交代しないことから始ま

排除したのは、山県有朋に代表される「国家神道カルト派」である。この国家の柵を実質的に崩壊させたのは、1918（大正7）年の原敬政友会内閣であった。これが自由民権運動の大きな成果といえる。

その後、一時的に超然内閣への回帰があったが、1924（大正13）年に「憲政の常道」、衆院の第一党が内閣を担当する英国型の議院内閣制による政権交代が定着した。しかし、この「憲政常道政治」も、1932（昭和7）年の「5・15事件」で崩壊する。この事件は、「憲政常道政治」の危機に、自由民権運動家で第1回衆院選挙で当選し、民権派として活躍した犬養毅が、自由民権派の最後の切り札として政界に復帰し首相に就任したところを軍部に暗殺された。

軍部のカルトファシズムの狂気による犯行であった。そして「天皇機関説事件」（昭和10年）、「2・26事件」（昭和11年）などで自由民権派が駆逐され、戦時体制に入っていく。この動きの原動力は「天皇利用の国体カルト」と「軍部カルトファシズム」であった。明治憲法体制を崩壊させたのは、「国民のカルト化」で、それが太平洋戦争となり敗戦という国家と民族の存立を脅かしたのである。

る。政党政治は、政党が相互に切磋琢磨、相互監視しながら、選挙による国民の意思によって行われることを本旨としている。

1874（明治7）年の「民権議院開設建白書」の結語には「……議院を立る、天下の公論を伸張し、人民の通議権理を立て、天下の元気を鼓舞し、……」とあるのは「天賦人權説」による「人間平等論」による理論だ。「人民の通議権理」を確立することは、人民による政治で政権交代政治のことである。

1881（明治14）年の大隈重信の「建議書」の最後に、「……静穏なる政党更迭の新例を定立し、……」とある。これは、具体的には「政権交代政治」を明記したものである。

これら「自由民権運動」は出発点から、政権交代政治体制の設立運動であった。150年前、日本の自由民権運動を指導していた人たちは、政権交代が議会の命と考えていた。

明治憲法は議會を「天皇統治の協賛機関」としていたが、政党内閣や政権交代の禁止規定はなかった。しかし、憲法発布時に起草者たちは解釈運用で「内閣は超然として政党の外に立つ」と声明した。政党政治を

新憲法下での日本の政権交代政治は、さらに悲劇を重ねる。世界に誇る平和民主憲法を持ちながら、占領解除以後から自由民権運動を忘れた保守の自民党が、利権のため政権を独占する。一方、自由民権左派の流れを酌む野党は「唄を忘れたカナリア」となる。東西冷戦終局後、政権交代への政治改革を断行するも、21世紀の日本は最悪の事態となる。

その原因は、「自由民権」の敵「カルト宗教の政治への介入」だ。天皇利用の国家神道系日本会議が目覚まし、一度は自由民権側と見せたが、変心して自民党の「下駄の雪」となった「創価学会」。そして自由党安倍派から入り込んだ隣国からのカルト・ウィルスが「自由民権」を食い潰そうとしている。その事態の中で発覚したのが、「自民党派閥のパーティ券裏金事件」である。

これは政治資金規正法第二十一条の二に違反した犯罪の金である。これを日本国検察庁が「収支報告の修正」で、自民党を助けるため合法化する。この流れを総括すると、日本で健全な政権交代政治が育たない原因は、カルト宗教の政治関与と、法と正義を守るべき検察官僚が「自由民権」に無知であるからだ。